

改定ガイドラインの構成

はじめに

- ✓ 「環境報告ガイドライン2018年版(仮称)」がどのような資料か分かるように、ガイドライン改定の背景、ガイドライン構成、今回の改定ポイント、環境報告する事業者および環境報告を利用するステークホルダーを説明します。

報告事項

第1章 基本情報

- ✓ 環境報告の内容がより客観的に情報利用者に伝わるために、事業者が記載する事項を説明します。
 - 報告対象組織 / 報告対象期間 / 適用した基準・ガイドライン等 / 公表媒体 / 主要な業績評価指標の推移

第1章が第2～5章の基本情報

第2章 組織体制

- ✓ 持続可能な社会への移行は長期間にわたるため、事業者が組織として適切な対応を継続できることを理解するために、事業者が記載する事項を説明します。
 - ガバナンス
 - リスクマネジメント
 - ビジネスモデル

第2章が第3、4、5章の前提となる組織体制

第3章 重要な環境課題の選定

- ✓ 環境報告の記載事項を選定するために事業者が記載する事項を説明します。
 - 重要な環境課題の選定プロセス / ステークホルダーエンゲージメントの活用状況

第3章で選定した重要な環境課題にどのように対応するのかを第4章で示す

第4章 戦略

- ✓ 事業者が持続可能な社会への適応と重要な環境課題への対応をどのように進めるのか理解するために、事業者が記載する事項を説明します。
 - 経営責任者のコミットメント / 長期ビジョン / 持続可能な社会への適応戦略

第4章の戦略達成状況を第5章で示す

第5章 重要な環境課題

- ✓ 第5章では、情報利用者が事業者の戦略達成状況を理解できるように、事業者が記載する事項を説明します。
 - 方針 / 行動計画 / 業績評価指標(算定方法、集計範囲を含む) / 目標 / 環境保全コスト / 独立した第三者保証
 - 重要な環境課題毎(気候変動、水資源、物質資源、生物多様性、大気、水質、土壌等の保全等)に指定されている報告事項